

半導体集積回路の配置設計に関する法律施行令

制定 1993.08.31 大統領令 第 13972 号
改正 1995.07.01 大統領令 第 14700 号
改正 1997.12.31 大統領令 第 15598 号
改正 1998.12.31 大統領令 第 16045 号
改正 2004.03.17 大統領令 第 18312 号
改正 2006.06.12 大統領令 第 19507 号
改正 2007.10.26 大統領令 第 20345 号
改正 2008.02.29 大統領令 第 20729 号
改正 2009.03.25 大統領令 第 21369 号
改正 2009.12.22 大統領令 第 21901 号
改正 2010.05.04 大統領令 第 22151 号
改正 2011.12.02 大統領令 第 23344 号
改正 2012.01.06 大統領令 第 23488 号
他法改正 2012.07.04 大統領令 第 23928 号
他法改正 2013.03.23 大統領令 第 24439 号
一部改正 2015.08.03 大統領令 第 26464 号

第 1 章 総 則

第 1 条(目的) この令は、「半導体集積回路の配置設計に関する法律」で委任された事項とその施行に関して必要な事項を規定することを目的とする。〈改正 2007.10.26〉

第 2 条 削除

第 3 条(配置設計不利用の正当な事由) ①「半導体集積回路の配置設計に関する法律」(以下“法”という)第 13 条第 1 項第 1 号で“大統領令で定める正当な事由”とは、次の各号のいずれかの通りである。〈改正 2007.10.26〉

1.法第 21 条第 1 項により設定登録をした者及び彼から権利を継承した者(以下“配置設計権者”という。)、または法第 11 条第 2 号による専用利用権者(以下“専用利用権者”という。)が心身の障害により 法第 2 条第 2 号による配置設計(以下“配置設計”という。)を利用できなかった場合、この場合、心身障害の立証は「医療法」第 3 条第 4 項による病院級以上の医療機関の長がその事実を証明した場合とする。

2.法第 2 条第 4 号による配置設計の利用(以下“配置設計利用”という。)において 行政機関の許可、認可または他人の同意や承諾が必要な場合、その遅延により配置設計利用ができない場合

3.配置設計利用に必要な原料または装備の輸入が禁止され、その配置設計利用ができない場合

- 4.配置設計利用に伴う需要がなく、またはその需要が少なくこれを営業的規模に利用できない場合
 ②法第 13 条第 1 項第 2 号で“正当な事由”とは、第 1 項各号のいずれかに該当する事由をいう。〈改正 2007.10.26〉

第 4 条(裁定申請) ①法第 13 条第 2 項または第 3 項により法第 12 条による通常利用権(以下“通常利用権”という。)の設定に関する裁定を申請しようとする者(以下“裁定申請人”という。)は、次の各号の事項を記した申請書(以下“裁定申請書”という。)を特許庁長に提出しなければならない。〈改正 1995.7.1、1998.12.31、2007.10.26〉

- 1.配置設計権の登録番号
- 2.裁定申請人の氏名、住所及び住民登録番号(法人であればその名称、営業所の所在地、法人登録番号及び代表者の氏名)
- 3.配置設計権者または専用利用権、通常利用権及び法第 16 条による質権(以下“配置設計に関する権利”という。)を登録した者の氏名、住所及び住民登録番号(法人であればその名称、営業所の所在地、法人登録番号及び代表者の氏名)
- 4.申請の趣旨及び理由
- 5.通常利用権の範囲
- 6.代価とその代価の支給方法及び時期

②第 1 項による裁定申請書には、次の各号の書類を添付しなければならない。〈改正 1995.7.1、2007.10.26〉

- 1.配置設計権または専用利用権の経済的価値が考慮された代価の算出根拠を記した書類
- 2.申請の理由を立証する書類

第 5 条(裁定申請書の副本送達及び公告) ①特許庁長は、第 4 条による裁定申請があれば、配置設計権者及び配置設計に関する権利を登録した者にその裁定申請書の副本を送達し、1ヶ月以上3ヶ月以内の期間を定め意見書提出の機会を与えなければならない。ただし、法第 13 条第 3 項による裁定申請である場合には、意見書提出手を省略することができる。〈改正 1995.7.1、1998.12.31、2007.10.26〉

②特許庁長は、第 1 項による意見書の提出があれば、その意見書の副本を裁定申請人に送達しなければならない。〈改正 1995.7.1、1998.12.31、2007.10.26〉

③特許庁長は、第 4 条による裁定申請があれば、その趣旨を官報または「特許法」第 221 条による特許公報(以下“官報等”という。)に公告しなければならない。〈改正 1995.7.1、1998.12.31、2007.10.26〉

第 6 条(権利濫用) 法第 13 条第 4 項第 2 号で“大統領令で定める事由”とは、次の各号に該当する場合をいう。〈改正 1995.7.1、1998.12.31、2007.10.26〉

- 1.配置設計権者または専用利用権者が配置設計を利用しなかった行為が「独占規制及び公正取引に関する法律」第 3 条の 2 による不公正取引行為に該当して同法第 24 条により不公正取引行為に該当され、同法第 24 条の規定による公正取引委員会から是正措置を受けた場合
- 2.配置設計が続けて 2 年以上国内で相当な営業的規模に利用されず、または適當の程度と条件で国内需要を充足できない場合

第 7 条(裁定書) 法第 13 条第 4 項による裁定(以下“裁定”という。)は、次の各号の事項を記した書面(以下“裁定書”という。)でなければならない。〈改正 1995.7.1、2007.10.26〉

1. 裁定の番号
2. 配置設計権の登録番号
3. 裁定申請人の氏名、住所及び住民登録番号(法人であればその名称、営業所の所在地、法人登録番号及び代表者の氏名)
4. 配置設計権者及び配置設計に関する権利を登録した者の氏名、住所及び住民登録番号(法人であればその名称、営業所の所在地、法人登録番号及び代表者の氏名)
5. 裁定の注文(法第 13 条第 5 項各号の事項を含む)
6. 裁定の理由(申請の趣旨及び理由を含む)
7. 裁定年月日

第 8 条(裁定書謄本の送達) 特許庁長は、裁定をすれば裁定書の謄本を裁定申請人、配置設計権者及び配置設計に関する権利を登録した者に各々送達しなければならない。〈改正 1995.7.1、1998.12.31、2007.10.26〉

第 9 条(代価の供託) 法第 13 条第 5 項第 2 号による代価を支払おうとする裁定申請人が次の各号のいずれかに該当すれば、その代価を供託することができる。〈改正 1995.7.1、2007.10.26〉

1. 代価を受ける者が受領を拒否し、または受領できない場合
2. 代価に関して訴訟が提起された場合
3. 該当配置設計権または専用利用権を目的とする質権が設定されている場合。ただし、質権者の同意を得れば、この限りでない。

第 10 条(裁定の取消手続) ①法第 15 条第 1 項による裁定の取消は、その理由を明示した書面で行わなければならない。〈改正 2007.10.26〉

②第 1 項による裁定の取消に関しては、第 4 条・第 5 条及び第 8 条を準用する。この場合“裁定”は、“裁定取消”に、“裁定申請書”は“裁定取消申請書”に、“裁定申請人”は“裁定取消申請人”と、“裁定書”は“裁定取消書”とみなす。〈改正 2007.10.26〉

第 2 章 配置設計権等の登録〈改正 2007.10.26〉

第 11 条(配置設計権設定登録の申請〈改正 2007.10.26〉) ①法第 19 条第 1 項により配置設計権の設定登録を申請しようとする者は、次の各号の事項を記した設定登録申請書(以下“設定登録申請書”という。)を特許庁長に提出しなければならない。〈改正 1995.7.1、1998.12.31、2007.10.26〉

1. 申請人の氏名、住所及び住民登録番号(法人であればその名称、営業所の所在地、法人登録番号及び代表者の氏名)
2. 申請年月日
3. 配置設計の創作年月日
4. 配置設計に対し営利を目的に法第 2 条第 4 号ハ目の行為をしていれば、その行為を最初にした年月日
5. 配置設計創作者の氏名、住所及び住民登録番号(法人であればその名称、営業所の所在地、法人登録番号及び代表者の氏名)

6.申請人の代理人がいれば、その代理人の氏名、住所及び住民登録番号(法人であればその名称、営業所の所在地、法人登録番号及び代表者の氏名)

7.配置設計の名称

②設定登録申請書には、次の各号の資料を添付しなければならない。〈改正 1995.7.1、1998.12.31、2007.10.26〉

1.配置設計の平面積または立体的構造に対しコンピュータで判読が可能な形態の電磁ファイル(以下“配置設計ファイル”という。)

2.産業通商資源部令で定める事項を記した配置設計説明書

3.登録申請を法第4条第1項による配置設計管理人(以下“配置設計管理人”という)でない代理人が行う場合には、代理権を証明する書類

4.申請人が、外国人であれば国籍証明書(外国法人であれば外国法人であることを証明する書類)

5.申請人が法第19条第1項による配置設計原作者の承継人である場合には、その承継事実を証明する書類

③削除〈2007.10.26〉

第12条(設定登録申請の拒絶〈改正 2007.10.26〉) ①法第20条第1項第4号で“配置設計圏設定登録申請に必要な添付資料を提出しない等大統領令で定める事由”とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

1.設定登録申請書に第11条第1項による記載事項を記さず、または第11条第2項による資料を添付しなかった場合

2.設定登録申請書の記載事項と添付資料間または添付資料相互間に互いに符合しない場合

3.第11条第2項第2号による記載事項を記さなかった配置設計説明書を添付した場合

4.法第40条による手数料を納付しなかった場合

②特許庁長は、申請人の申請が第1項各号のいずれかに該当してその申請を拒絶しようとするなら、一定の期間を定めて補正を命じなければならない。

③申請人は、設定登録があるまで設定登録申請書または添付資料(配置設計ファイルは除く。)を補正することができる。但し、第2項による補正命令があれば、定められた期間内にのみ補正することができる。

④特許庁長は、職権または補正命令を受けた者の申請により第2項の期間を延長することができる。

[全部改正 2007.10.26]

第13条(設定登録の告示) ①特許庁長は、法第21条第1項により配置設計権の設定登録をすれば、これを官報等に告示しなければならない。〈改正 1995.7.1、1998.12.31、2007.10.26〉

②第1項により官報等に告示すべき事項は、産業通商資源部令で定める。〈改正 1995.7.1、1998.12.31、2007.10.26〉

第14条(登録原簿の書式) 特許庁長は、法第21条第2号による配置設計権設定登録原簿(以下“登録原簿”という。)を磁気テープ等により作成するが、その書式、記録、作成方法及び付属書類の種類は、産業通商資源部令で定める。〈改正 1995.7.1、1998.12.31、2007.10.26〉

第15条(登録原簿の滅失) 特許庁長は、登録原簿の全部または一部が滅失されると、3ヶ月以上の期間を定めその期間内に登録の回復を申請した配置設計権者は、登録原簿上での従前の順位を維持するという意味の告示をしなければならない。〈改正 1995.7.1、1998.12.31、2007.10.26〉

第 16 条(登録申請人) 法第 23 条第 1 項による登録は、登録権利者及び登録義務者が共同で申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すれば、登録権利者のみでこれを申請することができる。〈改正 2007.10.26〉

1. 該当登録申請書に登録義務者の承諾書を添付した場合
2. 判決、相続または合併による登録である場合

第 17 条(設定登録以外の登録申請〈改正 2007.10.26〉) ①法第 4 条第 3 項及び第 23 条第 1 項による登録を申請しようとする者は、次の各号の事項を記した登録申請書を特許庁長に提出しなければならない。〈改正 1995.7.1、1998.12.31、2007.10.26〉

1. 申請人の氏名、住所及び住民登録番号(法人であればその名称、営業所の所在地、法人登録番号及び代表者の氏名)

2. 申請年月日

3. 申請人の代理人がいれば、その代理人の氏名、住所及び住民登録番号(法人であればその名称、営業所の所在地、法人登録番号及び代表者の氏名)

4. 配置設計権の登録番号

5. 登録原因及びその発生日

6. 登録目的が配置設計に関する権利であれば、その権利の表示

7. 登録目的が配置設計管理人に関する事項であれば、配置設計管理人の氏名、住所及び住民登録番号(法人であればその名称、営業所の所在地、法人登録番号及び代表者の氏名)と代理権の範囲

②専用利用権または通常利用権の設定登録を申請しようとする者は、第 1 項各号の事項 以外に次の各号の事項を記載しなければならない。〈改正 2007.10.26〉

1. 設定する専用利用権または通常利用権の範囲

2. 登録の原因に代価またはその支給方法や支給時期に関する事項を定めてい ればその事項

③専用利用権または通常利用権の移転登録を申請しようとする者は、第 1 項各号の事項 以外に移転する専用利用権または通常利用権の範囲を記さなければならない。〈改正 2007.10.26〉

第 18 条(添付書類) ①第 17 条による登録申請書には、次の各号の書類を添付しなければならない。〈改正 2007.10.26〉

1. 登録の原因を証明する書類

2. 登録の原因に対し第 3 者の同意または承諾を必要とす れば、これを証明する書類 。ただし、その第 3 者にとって申請書に記名捺印させてその書類に代えられる。

3. 登録申請を配置設計管理人でない代理人が行う場合には、代理権を証明す る書類

4. 申請人が外国人 であれば国籍証明書(外国法人であれば外国法人であることを証明する書類)

5. 削除

②登録の原因を証明する書類が執行力のある判決文 であれば、第 1 項第 2 号の書類は添付しないこともできる。〈改正 2007.10.26〉

③第 17 条第 3 項の場合に配置設計の利用事業と共に専用利用権または通常利用権を移転 するためには、第 1 項の書類以外にその事実を証明する書類を添付しなければならない。〈改正 2007.10.26〉

第 18 条の 2(特許庁長が提出を命ずる書類) ①特許庁長は、第 17 条及び第 18 条による登録申請書及び添付書類を検討した結果、申請者に対する具体的な確認が必要だと認められれば、期間を定めて次の各号のいずれか一つに該当する書類を提出するように命ずることができる。

1. 家族関係記録事項に関する証明書、住民登録票謄本・抄本、国籍証明書(申請者が外国人の場合に限定する)、その他申請者を確認することができる書類
2. 署名に対する公証書(外国人の場合には、本人が署名をしたという本国官公署の証明書を含む)
3. 申請者が法人の場合には、法人登記簿謄本

②第 17 条及び第 18 条による登録申請書及び添付書類の提出を受けた特許庁長は、「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて第 1 項各号の書類に対する情報を確認することができれば、その確認により提出すべき書類に代えることができる。ただし、申請者が該当書類(法人登記簿謄本は除く)の確認に同意しなければ、これを提出するように命じなければならない。

第 19 条(添付書類の省略) ①第 11 条による設定登録の申請及び第 17 条による設定登録以外に登録申請を同時に 2 以上するとき、各申請書の添付資料若しくは書類のうち重複されるものがある場合には、一つの申請書の添付資料若しくは書類を提出すれば他の申請書の添付資料若しくは書類に代えられる。この場合、他の申請書にその趣旨を記さなければならない。〈改正 2007.10.26〉

②第 1 項の登録申請をするとき、該当申請書に添付する資料若しくは書類のうち既に提出した書類がある場合には、その書類の内容に変更がなければ、その資料若しくは書類の提出を省略することができる。この場合、該当申請書にその趣旨を記さなければならない。〈改正 2007.10.26〉

第 20 条(権利の消滅に関する事項の記載) 第 19 条第 1 項の登録申請をしようとする者(以下“登録申請人”という。)は、登録の目的の権利に対しその権利の消滅に関する約定があれば、申請書にその内容を記さなければならない。〈改正 2007.10.26〉

第 21 条(持分等の記載〈改正 2007.10.26〉) ①登録申請人は、配置設計権または配置設計に関する権利が 2 人以上の共有であって、持分に関する事項を定めている時には申請書にその持分を記さなければならない。配置設計権または配置設計に関する権利の一部移転のための登録を申請する場合にも、また同じである。〈改正 2007.10.26〉

②登録申請人は、配置設計権または配置設計に関する権利が 2 人以上の共有であって、法第 10 条第 4 項(法第 11 条第 6 項及び法第 12 条第 5 項で準用する場合を含む)による特約または「民法」第 268 条第 1 項但書による約定がある時には、申請書にこれを記さなければならない。〈改正 2007.10.26〉

第 22 条(事実証明書類の添付等) 登録申請人は、登録の原因が相続または法人の合併であれば、申請書にその事実を証明できる書類を添付しなければならない。但し、特許庁長が「電子政府法」第 36 条第 1 項によって行政情報の共同利用を通じて添付書類の内容を確認することができるように申請者が同意した場合には、添付書類を省略することができる。〈改正 2004.3.17、2006.6.30、2007.10.26〉

第 23 条(併合申請) 2 以上の配置設計権または配置設計に関する権利の登録を申請するときには、その登録の原因と目的が同じであれば、一つの申請書により申請することができる。〈改正 2007.10.26〉

第 24 条(債権者の代位) 債権者が「民法」第 404 条により債務者を代位して登録を申請するときには、次の各号の事項を記した申請書に代位の原因を証明する書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。〈改正 1995.7.1、1998.12.31、2007.10.26〉

1.債権者及び債務者の氏名、住所・住民登録番号(法人であればその名称、営業所の所在地、法人登録番号及び代表者の氏名)

2.代位の原因

第 25 条(錯誤または欠落の通知) 特許庁長は、法第 21 条第 1 項または法第 23 条第 1 項による登録をした後、その登録に関して錯誤 または欠落があることを発見すれば、遅滞なくその趣旨を登録権利者、登録義務者及びその他の利害関係人に文書で知らせなければならない。〈改正 1995.7.1、1998.12.31、2007.10.26〉

第 26 条(職権による更生) 特許庁長は、第 25 条による錯誤または欠落が所属公務員の過失によるものであれば、登録上の利害関係がある第三者の場合を除いては遅滞なくその登録を更正して、その趣旨を登録権利者及び登録義務者に文書で知らせなければならない。〈改正 1995.7.1、1998.12.31、2007.10.26〉

第 27 条(配置設計権の設定登録取消) ①法第 24 条による配置設計権の設定登録取消は、その理由を明示した書面で行なければならない。〈改正 2007.10.26〉

②第 1 項による設定登録取消の内容は、これを官報等に告示しなければならない。〈改正 2007.10.26〉

第 28 条(特許権等の登録令の準用) 法第 23 条第 1 項による登録に関しては、「特許権等の登録令」第 4 条、第 6 条第 1 項、第 7 条、第 8 条、第 12 条から第 14 条まで、第 15 条第 5 項及び第 9 項、第 17 条から第 19 条まで、第 27 条から第 29 条まで、第 34 条、第 40 条から第 61 条までの規定をそれぞれ準用する。この場合、“特許権”は、“配置設計権”に、“特許”は、“配置設計”に、“登録原簿”は、“配置設計登録原簿”に、“登録番号”は、“配置設計権の登録番号”に、“専用実施権”は、“専用利用権”に、“通常実施権”は、“通常利用権”に、“特許信託原簿”は、“配置設計登録原簿の信託部”とみる。

第 3 章 配置設計審議調停委員会

第 29 条(委員長と副委員長) ①法第 25 条第 1 項による配置設計審議調停委員会(以下“委員会”という。)の委員長は、委員会の業務を総括し委員会を代表する。〈改正 2007.10.26〉

②副委員長は委員長を補佐し、委員長がやむを得ない事由で職務を遂行することができないときにはその職務を代行する。〈改正 2007.10.26〉

第 30 条(委員会招集及び議決定足数) ①委員長は、委員会を招集しその議長となる。

②委員長が委員会の会議(以下“会議”という。)を召集するためには、会議開催日 5 日前までに会議の日時、場所及び審議または調停案件を法第 25 条第 2 号による審議調停委員(以下“委員”という。)に知らせなければならない。ただし、緊急に召集しなければならず、またはやむを得ない事由がある場合には、この限りでない。〈改正 2007.10.26〉

③削除

④削除

第 30 条の 2 削除

第 30 条の 3 削除

第 31 条(手当と旅費) 会議に出席した委員及び鑑定人には、予算の範囲で手当たりと旅費を支給できる。ただし、公務員の委員がその所管業務と直接関連して会議に出席すれば、手当を支給しない。〈改正 2007.10.26〉

第 32 条(調停手続) ①法第 27 条の第 1 項により 調停を申請しようとする者は、委員会が定めるところにより調停申請書を委員会に提出しなければならない。〈改正 2007.10.26〉

②委員長は、第 1 項による調停申請を受ければ法第 28 条による調停部(以下“調停部”という。)に回附しなければならない。〈改正 2007.10.26〉

③第 2 号により 調整申請の回附を受けた調停部は、当事者・その代理人または利害関係人に開陳の 機会を与えるべきであり、関係専門家の意見を聞くことができる。〈改正 2007.10.26〉

④調停部は、調停案を作成して当事者に提示し、その受諾を勧告することができる。

⑤委員会は、法第 29 条第 1 項により調停が成立され れば遅滞なく特許庁長に報告すべきであり、その調停に関する調書と関係記録を管理 し保存しなければならない。〈改正 1995.7.1、1998.12.31、2007.10.26〉

第 33 条(幹事と書記) ①委員会に幹事 1 名と書記幾名をおく。〈改正 2007.10.26〉

②幹事と書記は、法第 21 条による配置設計権の設定登録業務を担当する公務員中から特許庁長が任命する。〈改正 1995.7.1、1998.12.31、2007.10.26〉

③幹事は、委員長の命を受け委員会の庶務を処理し、書記は幹事を補助する。

第 34 条(運用細則) この令 で規定したこと以外に委員会の運営に必要な事項は、委員会の議決を経て委員長が定める 。〈改正 1995.7.1、2007.10.26〉

第 4 章 補 則

第 35 条(配置設計登録証) 法第 21 条第 3 項による配置設計登録証(以下“配置設計登録証”という。)には、次の各号の事項が 記さなければならない。〈改正 1995.7.1、1998.12.31、2007.10.26〉

- 1.配置設計権者
- 2.配置設計権の登録番号 及び登録日時
- 3.その他産業通商資源部令が定める事項

第 36 条(登録原簿閲覧等<改正 2007.10.26>) ①特許庁長は、法第 21 条第 4 項により次の各号のいずれかに該当する請求があれば、特別な事由がない限り遅滞なくこれに応じなければならない。<改正 1995.7.1、1998.12.31、2007.10.26>

1.登録原簿の謄本または抄本の請求

2.配置設計登録証、設定登録申請書若しくは第 17 条による登録申請書とこれに添付した資料若しくは書類等に対する閲覧若しくは複写の請求。但し、配置設計登録証と配置設計ファイルに対する閲覧若しくは複写の請求は、配置設計権者のみがすることができる。

②第 1 項による閲覧は、指定された場所で関係公務員が参席した中で行うようにしなければならない。<改正 2007.10.26>

第 37 条 削除 <1997.12.31>

第 38 条 削除 <1998.12.31>

第 39 条(配置設計ファイルの管理) 特許庁長は、第 11 条第 2 項により提出された配置設計ファイルを秘密が維持されることができるように保管し、保安に必要な措置を設けなければならない。

[本条新設 2007.10.26]

第 40 条(固有識別情報の処理) 特許庁長は、次の各号の事務を遂行するために不可避な場合「個人情報保護法施行令」第 19 条第 1 号又は第 4 号による住民登録番号又は外国人登録番号が含まれた資料を処理することができる。

1. 法第 4 条による配置設計管理人の選任・変更又は代理権の授与・消滅の登録に関する事務
2. 法第 5 条の 2 で準用している「特許法」第 28 条の 2 による固有番号の付与に関する事務
3. 法第 13 条による通常利用権の設定の財政に関する事務
4. 法第 19 条から第 21 条までの規定による配置設計権の設定登録に関する事務
5. 法第 23 条による配置設計権の移転(相続やその他の一般承継による除く)又は処分の制限等の登録に関する事務

附 則

①(施行日) この令は、1993 年 9 月 1 日から施行する。

②(半導体集積回路の配置設計に関する法律の施行仕事に関する規定) 法律第 4526 号半導体集積回路の配置設計に関する法律附則第 1 項の規定により同法 は、1993 年 9 月 1 日から施行する。

附 則[1995.7.1]

この令は、1995 年 7 月 1 日から施行する。

附 則[1997.12.31]

この令は、1998 年 1 月 1 日から施行する。

附 則[1998.12.31]

この令は、1999年1月1日から施行する。

附 則[2004.3.17](電子的民願処理のための仮釈放者管理規定等中改正令)

この令は、1999年1月1日から施行する。

附 則[2006.6.30](行政情報の共同利用及び文書減縮ための国家債権管理法等一部改正令)

この令は、公布した日から施行する。

附 則[2007.10.26]

第1条(施行日) この令は、2007年10月28日から施行する。

第2条(配置設計権の設定登録申請等に関する適用例) 第11条、第12条及び第36条の改正規定中、配置設計ファイルに関する部分はこの令施行後最初に配置設計権の設定登録を申請するものから適用する。

付 則(特許庁とその所属機関職制)〈第20729号、2008.2.29〉

付則(特許庁とその所属機関職制)〈第20729号、2008.2.29〉

第1条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第2条 省略

第3条(他の法令の改正) ①及び②省略

③半導体集積回路の配置設計に関する法律施行令の一部を次の通り改正する。

第11条第2項第2号、第13条第2項、第14条及び第35条第3号のうち“産業資源部令”をそれぞれ“知識経済部令”にする。

④から⑩まで 省略

附 則[2009.03.25]

第1条(施行日) この令は2009年3月27日から施行する。

第2条(適用例) 第22条但し書の改正規定は、この令施行後最初に登録申請するものから適用する。

付 則[2009.12.22]

この令は、公布した日から施行する。

付 則〈第22151号、2010.5.4〉(電子政府法施行令)

第1条(施行日) この令は2010年5月5日から施行する。

第2条及び第3条 省略

第4条(他の法令の改正) ①から<71>まで 省略

<72>半導体集積回への配置設計に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第18条の2第2項本文及び第22条ただし書中“「電子政府法」第21条第1項”をそれぞれ“「電子政府法」第36条第1項”にする。

<73>から<192>まで 省略

付 則<大統領令第23344号、2011.12.2>(特許権等の登録令)

第1条(施行日) この令は、2012年1月1日から施行する。<ただし書き省略>

第2条及び第3条 省略

第4条(他の法令の改正) 半導体集積回への配置設計に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第28条を次のようにする。

第28条(特許権等の登録令の準用) 法第23条第1項による登録に関しては、「特許権等の登録令」第4条、第6条第1項、第7条、第8条、第12条から第14条まで、第15条第5項及び第9項、第17条から第19条まで、第27条から第29条まで、第34条、第40条から第61条までの規定をそれぞれ準用する。この場合、“特許権”は、“配置設計権”に、“特許”は、“配置設計”に、“登録原簿”は、“配置設計登録原簿”に、“登録番号”は、“配置設計権の登録番号”に、“専用実施権”は、“専用利用権”に、“通常実施権”は、“通常利用権”に、“特許信託原簿”は、“配置設計登録原簿の信託部”とみる。

第5条 省略

付 則<大統領令第23488号、2012.1.6>

第1条(施行日) この令は、公布した日から施行する。<ただし書き省略>

第2条 省略

付 則<2012.7.4>

この令は、公布した日から施行する。<ただし書き省略>

付 則<大統領令第24439号、2013.3.23>(特許庁とその所属機関職制)

第1条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第2条 省略

第3条(他の法令の改正) ①及び② 省略

③ 半導体集積回路の配置設計に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号、第13条第2項、第14条及び第35条第3号のうち“知識経済部令”をそれぞれ“産業通商

資源部令”にする。

④から⑨まで 省略

付 則 <大統領令第 26464 号、2015.8.3>

この令は、2015 年 8 月 4 日から施行する。